



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年11月1日金曜日 第557号

## ◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 789  
 保安林予定森林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 790  
 保安林予定森林..... ( " ) ... 790  
 解除予定保安林..... ( " ) ... 790  
 都市計画事業の事業計画の変更認可..... (都市整備課) ... 790  
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 791  
 道路の供用開始(一般国道494号)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 791  
 建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 791  
 道路の区域変更(県道大洲野村線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 791  
 道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 791  
 道路の供用開始(県道鳥坂宇和線)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 792  
 落札者等の告示..... (高校教育課) ... 792

## 公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表..... (土木管理課) ... 792

## 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 792

## 雑 報

環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催..... (環境・ゼロカーボン推進課) ... 793  
 事後調査報告書について..... ( " ) ... 793

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第962号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年11月1日

愛媛県知事 中村 時広

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ラ・ムー四国中央店  
四国中央市寒川町字澤ノ原1210番 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大黒天物産株式会社  
岡山県倉敷市西中新田297番地1  
代表取締役 大賀 昭司
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大黒天物産株式会社

岡山県倉敷市西中新田297番地1

代表取締役 大賀 昭司

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和7年6月23日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,676平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
92台  
イ 駐輪場の収容台数  
42台  
ウ 荷さばき施設の面積  
98平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
8立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間営業  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間

- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間

2 届出年月日

令和6年10月22日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第963号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年11月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町柳井川字稲村8588、8589の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字稲村8588・8589の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第964号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年11月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
今治市上浦町井口8123の6・8228の5・8229の12（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、8124の1、8124の5、8228の3、8228の6、8228の8、8228の10、8229の1、8229の4、8229の6、8229の7、8229の9、8229の11

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上浦町井口8124の1・8124の5・8228の3・8228の6・8228の8・8228の10・8229の1・8229の4・8229の7・8229の9・8229の11（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、8123の6、8228の5、8229の12

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第965号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年11月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除予定保安林の所在場所  
今治市玉川町木地字コマンコエ辛8の10
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

○愛媛県告示第966号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、四国中央都市計画道路事業3・5・8号塩谷小山線及び3・6・10号川之江山田井線（四国中央市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

令和6年11月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事業施行期間  
平成30年6月29日から  
令和11年3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
四国中央市川之江町字密蔵坊、字松の木、字枯木及び字中田道西地内
  - (2) 使用の部分  
なし

○愛媛県告示第967号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年11月1日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
6中局建（開）第16号 令和6年10月21日	伊予郡松前町大字恵久美字安松471番、472番1、472番3	伊予郡松前町大字筒井1322番地15 一般社団法人 幸創會

○愛媛県告示第968号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年11月1日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方2807番から 同町笠方2807番まで	令和6年11月1日

○愛媛県告示第969号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年11月1日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
（般-5）第14044号	令和5年6月22日	豊洋産業㈱	竹井 伸夫	八幡浜市保内町川之石1-236-105	令和6年8月8日	土木事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 水道施設工事業	建設業の廃止（一部）
（特・般-2）第2216号	令和3年1月12日	㈱藤建設	丸木 千文	宇和島市津島町山財5379	令和6年8月26日	解体工事業	建設業の廃止（一部）

○愛媛県告示第970号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年11月1日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹甲416番2から 同町大竹甲418番2まで	旧	メートル 8.8~32.2	キロメートル 0.082	
			新	8.8~29.7	0.082	

○愛媛県告示第971号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年11月1日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹甲416番2から 同町大竹甲418番2まで	令和6年11月1日

○愛媛県告示第972号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年11月1日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥坂宇和線	西予市宇和町明石2566番2から 同町明石2533番2まで	令和6年11月1日

○愛媛県告示第973号

次のとおり落札者を決定した。

令和6年11月1日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
インターネット実習対応パソコン等一式の借入れ	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和6年10月23日	四国通建株式会社 今治市南大門町一丁目1番地の15	4,895,000円（月額）	一般競争入札	令和6年9月13日

公 告

○公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

令和6年10月11日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

令和6年11月1日

愛媛県知事 中村時広

受験番号
4

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和6年11月1日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき

選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,107,356
  - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,148
  - (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 238,420
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	42,534	14,178
南宇和郡	16,881	5,627
松山市・上浮穴郡	427,223	137,871
今治市・越智郡	130,803	43,601
宇和島市・北宇和郡	70,126	23,376
八幡浜市・西宇和郡	33,502	11,168
新居浜市	95,361	31,787
西条市	87,206	29,069
大洲市・喜多郡	46,750	15,584
伊予市	30,028	10,010
四国中央市	69,476	23,159

西予市	29 637	9 879
東温市	27 829	9 277

雑報

○公告

環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第41条第1項及び愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）第52条の規定により読み替えて適用される同条例第5条第1項の規定により、次の対象事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同条例第41条第1項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例第7条の規定により、次のとおり公告し、方法書を縦覧に供します。

また、同条例第41条第1項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例第7条の2第2項の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、この方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

令和6年11月1日

松山市長 野 志 克 仁

- 1 都市計画決定権者の名称  
松山市
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名 称 松山市新南クリーンセンター整備事業
  - (2) 種 類 ごみ焼却施設の設置の事業
  - (3) 規 模 1日あたりの処理能力 84トン×2炉
- 3 対象事業が実施されるべき区域  
愛媛県松山市市坪西町1000番地1
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
愛媛県松山市及び伊予郡松前町
- 5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所  
愛媛県庁環境・ゼロカーボン推進課（愛媛県松山市一番町四丁目2番（NTT愛媛ビル2棟4階））  
松山市役所清掃施設課（愛媛県松山市二番町四丁目7番地2別館4階）  
松山市南クリーンセンター（愛媛県松山市市坪西町1000番地1管理棟2階）  
松前町役場町民課（愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地庁舎1階）
  - (2) 縦覧期間  
令和6年11月1日（金）から令和6年12月2日（月）まで（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。）
  - (3) 縦覧時間  
8時30分から17時00分まで  
なお、方法書の電子版は松山市ホームページ（[https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisetsu/kankyo/CleanCenter/shinminami\\_cc.html](https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisetsu/kankyo/CleanCenter/shinminami_cc.html)）において、令和6年11月1日（金）から閲覧いただけます。

6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びにその他意見書の提出に必要な事項

- (1) 提出期限 令和6年12月16日（月）まで
- (2) 提出先 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2  
松山市役所清掃施設課  
電話：089-948-6901  
Mail：seisousisetu@city.matsuyama.ehime.jp
- (3) 提出方法 郵送（当日消印有効）、電子メール又は縦覧・公表場所に設置された意見書箱への投函による
- (4) 意見書に記載すべき事項
  - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - イ 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称
  - ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

7 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 日時 令和6年11月10日（日）10時～11時  
令和6年11月11日（月）19時～20時  
場所 松山市南クリーンセンター3階大会議室（愛媛県松山市市坪西町1000番地1）
- (2) 日時 令和6年11月10日（日）14時～15時  
令和6年11月12日（火）19時～20時  
場所 松前総合文化センター2階ふるさと学習室（愛媛県伊予郡松前町筒井633）

○公告

事後調査報告書について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第36条の規定により、次の対象事業について事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月1日

株式会社松山パーク

代表取締役 大野 照 旺

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名 称 株式会社松山パーク
  - (2) 代表者 代表取締役 大野 照旺
  - (3) 所在地 愛媛県松山市西垣生町2892番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名 称 株式会社松山パーク廃棄物焼却施設整備事業
  - (2) 種 類 産業廃棄物焼却施設の設置の事業
  - (3) 規 模 1日当たりの処理能力120トン 1基
- 3 対象事業の実施区域  
愛媛県松山市西垣生町2892番地（株式会社松山パーク内）
- 4 関係地域の範囲  
愛媛県松山市及び伊予郡松前町
- 5 事後調査報告書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所  
愛媛県庁環境・ゼロカーボン推進課（愛媛県松山市一番町四丁目2番（NTT愛媛ビル2棟4階））  
松山市役所環境指導課（愛媛県松山市二番町4丁目7番地2）  
松山市役所垣生支所（愛媛県松山市西垣生町1225番地1）

松前町役場町民課（愛媛県伊予郡松前町筒井631番地）

株式会社松山パーク（愛媛県松山市西垣生町2892番地）

(2) 縦覧期間 令和6年11月1日から令和6年12月2日まで（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。）

(3) 縦覧時間 8時30分から17時15分まで

なお、事後調査報告書の電子版は株式会社松山パークホームページ（<https://www.m-bark.jp>）において、令和6年11月1日（金）から閲覧いただけます。